

後見制度について（7） ～法定後見制度⑥～

今回も引き続き、成年後見人が選任された後の財産管理について、さらに踏み込んだ内容をご一緒に考えてみましょう。

家庭裁判所によって選任された成年後見人にとって、本人の財産管理を行う上で大切な理念は、「本人の財産を守ること」です。ここでいう「守る」ということは、決して「増やす」ということではなく、本人の有する権利を間違いなく遂行することが重要になってきます。



そうした状況下において成年後見人は、本人が相続人の立場になったときは、法定相続分を下回るような遺産分割協議案には、よっぽどのやむを得ない事情がない限りサインをすることはできないし、侵害された遺留分があったときにはその請求を必ずしなければなりません。また、本人が行政からの何らかの支給金を受給する権限があったときは、それを見過ごすことなく受給できる手続きを取らなければなりません。

一方で成年後見人には、本人の財産を「積極的に増やす」という責務は課されていません。それどころか、成年後見人には本人の財産をリスクにさらすような取引を行うことは想定されていません。具体的に言えば、株式や投資信託などのリスクのある金融商品を、本人の生活を維持するために必要のない時期に売り買いすることはすべきでないといわれています。もちろん、例えば老人ホームへの入居金を確保するためであれば、株式や投資信託を売却することも可能ですが、今、相場環境から買い時だからといって新たに株式投資をすることは、リスクを取って投資することとなるので成年後見人としては認められません。

不動産も同様です。成年後見人を選任することの目的の一つに、認知症になってしまった本人名義の「自宅を売却したい」ということが多いと思います。

成年後見人がついたからといって、自由に不動産を売却できるわけではありません。特に本人が居住用として保有していた不動産については、例え成年後見人であっても、その売却の必要性和売却予定価格の妥当性などを家庭裁判所に上申し、家庭裁判所から正式に売却許可の審判を得てからでないと、売却することができません。本人の居住用の不動産はそれだけ大切なものだから、成年後見人であってもそう簡単に処分することはできないということです。

認知症になってしまった本人に代わって、親族が自由に不動産を管理したり売却したりしたいという目的で成年後見制度を利用しようとする、非常に使い勝手の悪い制度だと思われるようですが、それは当たり前です。

そもそも成年後見人による財産管理は、決して成年後見人が自由にできる仕組みにはなっておらず、本人のために「守る」ということに主眼が置かれているのです。 つづく